

鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第41号

鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領の一部を改正する告示
鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領（平成17年鴨川市告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「。ただし、前払金支出限度額は5,000万円とする。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領の規定は、この告示の施行の日以後に締結する契約に係る公共工事について適用し、同日前に締結した契約に係る公共工事については、なお従前の例による。